ロ　商工組合中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する商工組合中央金庫内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　商工組合中央金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二　金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号及び第六十条第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんにより商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

四　株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第二十二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五　商工組合中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第六十条の三十五第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

3　法第二十二条の五第二項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあっせんをいう。）により商工組合中央金庫業務関連紛争（商工組合中央金庫業務に関する紛争で当事者（法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者をいう。第八十九条の三十六、第八十九条の四十第一項及び第八十九条の四十一において同じ。）が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）の解決を図ること。

二　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

三　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

四　令第二十二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五　商工組合中央金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。